

# 議 案 目 録

令和元年(2019年)5月20日

番 号	件 名
議案第 65 号	令和元年度(2019年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)
議案第 66 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第 67 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 68 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 69 号	彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
議案第 70 号	彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
報告第 5 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 6 号	和解および損害賠償の額の決定について



議案第 66 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)5月20日

彦根市長 大久保 貴

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)および彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 5 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年(2019 年)3 月 29 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

付則第 7 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条

第 47 項」に改める。

付則第 7 条の 3 第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同条第 8 項第 5 号および第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改める。

付則第 13 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号および第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号および第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

付則第 13 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号および第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号および第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

付則第 13 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号および第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号および第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
-----------	---------	---------

第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

付則第 13 条第 7 項を同条第 4 項とする。

付則第 13 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 39 項、第 43 項および第 44 項」を「附則第 15 条第 40 項、第 44 項および第 45 項」に改め、同条第 1 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改める。

付則第 11 条中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項もしくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項までもしくは第 48 項から第 50 項まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の彦根市市税条例(次条および第 4 条において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 第 2 条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例(次条において「新都市計画税条

例」という。)の規定は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 6 条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例付則第 11 条の規定の適用については、同条中「もしくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは「、第 48 項もしくは第 49 項」とする。

議案第 67 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)5月20日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第4条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第6条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長(次項および第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第6条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「において」を「には」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)第34条の6ならば



に付則第4条の4および第6条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の6第1項および付則第6条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
付則第6条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付または彦根市市税条例の一部を改正する条例(令和元年彦根市条例第 号)付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の彦根市市税条例付則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例付則第6条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

議案第 68 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)5月20日

彦根市長 大久保 貴

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市賀田山町 884 番地
- 2 氏 名 長 崎 任 男
- 3 生年月日 昭和 41 年(1966 年)8 月 4 日

議案第 69 号

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)5月20日

彦根市長 大久保 貴

彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

彦根市固定資産評価員に下記の者を選任することにつき、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 大 橋 茂 雄
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○○○○○○○○

略 歴

お お は し げ お  
大 橋 茂 雄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇生

1 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 学歴 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 職歴 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

○○○○○○○  
                  ) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○○○  
                  ) ○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○○○○  
                  ) ○○○○○○○○  
○   ○   ○

議案第 70 号

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)5月20日

彦根市長 大久保 貴

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会教育長に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市竹ヶ鼻町 590 番地
- 2 氏 名 西 嶋 良 年
- 3 生年月日 昭和 35 年(1960 年)3 月 17 日

## 略 歴

にし じま よし とし  
西 嶋 良 年

昭和 35 年 3 月 17 日生

- 1 住所 彦根市竹ヶ鼻町 590 番地
- 2 学歴 昭和 58 年 3 月 滋賀大学教育学部卒業
- 3 職歴 昭和 58 年 4 月  
          ) 彦根市立金城小学校教諭  
昭和 63 年 3 月  
昭和 63 年 4 月  
          ) 彦根市立佐和山小学校教諭  
平成 4 年 3 月  
平成 4 年 4 月  
          ) カルカタ日本人学校教諭  
平成 7 年 3 月  
平成 7 年 4 月  
          ) 彦根市立佐和山小学校教諭  
平成 9 年 3 月  
平成 9 年 4 月  
          ) 彦根市立旭森小学校教諭  
平成 13 年 3 月  
平成 13 年 4 月  
          ) 彦根市教育委員会事務局学校教育課指導主事  
平成 18 年 3 月  
平成 18 年 4 月  
          ) 滋賀県教育委員会事務局教職員課人事主事  
平成 22 年 3 月  
平成 22 年 4 月  
          ) 滋賀県教育委員会事務局教職員課主査  
平成 23 年 3 月  
平成 23 年 4 月  
          ) 犬上郡豊郷町教育委員会事務局学校教育課長  
平成 24 年 3 月  
平成 24 年 4 月  
          ) 彦根市教育委員会事務局学校教育課主幹  
平成 25 年 3 月

平成 25 年 4 月  
                  ) 彦根市教育委員会事務局学校教育課長  
平成 26 年 3 月  
平成 26 年 4 月  
                  ) 滋賀県教育委員会事務局教職員課主幹  
平成 27 年 3 月  
平成 27 年 4 月  
                  ) 滋賀県教育委員会事務局教職員課参事  
平成 28 年 3 月  
平成 28 年 4 月  
                  ) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課長  
平成 30 年 3 月  
平成 30 年 4 月  
                  ) 彦根市立城南小学校校長  
平成 31 年 3 月  
平成 31 年 4 月  
                  ) 彦根市教育委員会事務局教育政策監  
至 現 在



報告第 5 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019 年)5 月 20 日

彦根市長 大久保 貴

## 専決第 4 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年(2019 年)3 月 29 日

彦根市長 大久保 貴

### 1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

### 2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)50,090 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,464 円の計 52,554 円の支払を請求するもの

### 3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、彦根市立中学校に在学する生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、年額 47,300 円とする。

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

### 4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、平成 30 年 12 月 13 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、平成 31 年 2 月 20 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

#### 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 6 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和元年(2019 年)5 月 20 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 6 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年(2019 年)4 月 17 日

彦根市長 大久保 貴

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 207,000 円を支払う。

3 事案の概要

平成 31 年 2 月 22 日午前 9 時頃、彦根市川瀬馬場町 1091 番地 5 地先の県道三津屋野口線の交差点において、当該交差点を北西方向に走行していた相手方の車両と、市道川瀬馬場南川瀬線から当該交差点に進入し、左折しようとした公用車とが接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの